

法人インターネットバンキングサービスにおける

預金等の不正な払戻し被害の補償について

平素は、当金庫の法人インターネットバンキングをご利用いただき誠にありがとうございます。

最近、金融機関のインターネットバンキングを悪用した不正送金被害が全国的に多発しております。

このような状況を踏まえ、当金庫の法人インターネットバンキングを安心してご利用いただくため、不正利用による被害について、当金庫所定の補償限度額の範囲内で補償を行うことといたしましたのでお知らせします。

【補償の内容】

1 契約者あたり 1 回限り 1, 0 0 0 万円迄

【補償開始日】

平成 2 8 年 9 月 1 日 (木)

【補償対象外または補償額が減額となりうる主な場合】

- お客様から被害調査のご協力が得られない場合
- 警察に対して被害届を出していない場合
- お客様の故意また重大な過失による損害
- I D ・ パスワード等が適切に管理されていなかった場合
- お客様ご本人、ご家族、従業員等が加担した場合
- 第三者からの指示、脅迫、強要によるお客様が行った操作の場合
- 戦争、地震、天変地異等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害

- パスワードの変更を定期的に行っていなかった場合
- OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアが、製造・開発元が提供する修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合
- OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを、製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用している場合
- セキュリティ対策ソフトをご利用されていない場合、ご利用されていても最新の状態に更新されていない場合
- 当金庫が推奨するOSやブラウザ以外で本サービスを使用している場合
- お客様が電子メールアドレスを登録されていない場合、登録されている電子メールアドレスが変更になっているにもかかわらず変更手続きを行っていなかった場合
- 不審なログイン履歴、身に覚えのない取引、取引通知メールを定期的に確認していなかった場合
- 不正利用による被害が発生した翌日から30日以内に当金庫へ事故の届出を行っていただけなかった場合
- 電子証明書方式を利用していなかった場合
- 振込限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただいていること
- 当金庫ホームページ上でお願いしている事項（重要なお知らせ等）を実施していなかった場合

※これらの状況を判断することにつきましては、お客様の申告、当金庫の調査（保険会社による調査を含みます）により、当金庫が検討し判定いたします。